

雨降らば降れ・風吹かば吹け

9月号

◎人間の尊厳を守るために

不退転の闘いを構築しよう

◎差別糾弾闘争を基軸にし

部落の完全解放を勝ち取ろう

けい

きよう



発行 部落解放愛する会茨城県連合会

〒304-0001 茨城県下妻市平方318番地

TEL 0296-30-0700 FAX 30-0701

ai-jinken@themis.ocn.ne.jp

頒布 200円(送料込み)

部落解放愛する会茨城県連合会茨城版

第234号(毎月1回15日発行)

古河市議会議長と一議員から侮辱罪で 部落解放愛する会が訴えられました。

二〇二四年八月七日(水)に古河市議会

議長の赤坂育夫氏と議員の佐藤泉氏から、

部落解放愛する会茨城県連合会が侮辱罪

ということとで訴えられました。

どうして訴えられたのか、その経緯を

報告します。

先ず、古河市総和支部の生沼支部長か

ら相談がありました。その経緯は古河市

議会議員の黒川氏から生沼氏に、人権が

侵害されたので明らかにしてもらいたい

との依頼がありました。そこで相談を受

けた生沼氏から県連本部の金子書記長に

相談されたものです。この黒川議員は、

同和問題の解決さらに人権尊重の社会を

構築するために積極的に行動を展開して

いる人で、部落差別解消推進法を充分把

握しており、部落解放愛する会とは長年

にわたり連携協力のもと共通理解を持ち

ながら、それぞれの立場を有効活用し差

別のない、明るい社会の構築に向けて活

動を展開しています。

これらを踏まえたうえで、どのよう

なことなのかを尋ねたところ、その内

容は、次のような無記名の黒川議員と

古河市を誹謗中傷する投書でした。

令和六年六月一日の議会事務局の

公印が押されている公文書扱いになっ

ている投書なのです。

『議長・副議長様

『古河市の入札は一般競争入札と言

ながら実は競争が全くありません、さ

せてもらいません 指名がかかると仕

切り屋から電話が来て今回は止める降

りろと言ってくる、言うことを聞かな

ければ脅しがあるし順番があるといわ

れて待っても回ってきません、たまに

仕切り屋から下請け仕事をもらいます

が歩切りが大きくて採算性が悪く駄目

です。市議会で納税者でもある市内業

者を救ってくださいよろしくお願いい

たします。ちなみに6年4月24日に

執行された入札等執行結果書(落札候補

者)件名古河市立古河第一中学校屋内運

動場寿命化改良工事 入札業者は2社だ

け 件名総和地域交流センター建設工事

(電気設備工事)は3社 件名総和地域交

流センター建設工事(建築工事)は1社だ

けと入札に参加させてもらいません。

追伸です

もう一つお願いがあります、我々の業界

に現職の市議会議員が関わっていること

ですこれが非常にまずい役所職員に対し

て高姿勢な立場だけに入札情報を握り深

く業界に入り込み業者を牛耳っていま

す、議員最長老の黒川輝男議員です。ど

んなにおいしいのかほどに手を引い

て貰いたい契約検査課の職員にこの工事

に誰を入れるとか誰をはずせとかなども

うやめてほしいです、よろしく願ひし

ます。』(原文のまま)

本来、無記名の誹謗中傷投書など問題

視しないと考えます。ましてや公印が押

印された公文書に対する開示請求があつ

たわけでもなく、自分たちの関係一部議員に配布したとのことです。古河庁舎内の職員にもSNSを使用して流したとのことでした。これらの行為が事実ならば、当然にして意図的に行われた誹謗中傷であり、特定の議員を陥れるようなあつてはならない行為であり、人権侵害も甚だしと断言できます。

そこでその真実を知りたく次のような公開質問書を当該議員の三人に提出したわけです。

部解放愛004号

2024年 7月12日

古河市議会議長

赤坂育夫 様

茨城県下妻市平方318番地

部落解放愛する会茨城県連合会

執行委員長 坂本 正美

総和支部長 生沼 清

TEL0296-30-0700

FAX0296-30-0701

公開質問書

日頃より、人権が尊重される古河市の社会づくりと部落差別(同和問題)の早期

解決に向けまして、御協力と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども部落解放愛する会茨城県連合会は、貴殿もご存知の通り、部落差別(同和問題)の解決を目指して部落解放、さらに人間解放に向けて鋭意活動しております。部落解放運動団体であります。残念ながら旧総和町に於いては、同和地区を5カ所も指定しておきながら、また、国から地方交付金を受けておきながら、何ら同和对策としての事業を実施してこなかった事実があります。さらに旧三和町に於いては、同和地区としての指定すら受けずに放りっぱなしのままであり、やはり何ひとつとして同和对策事業に取り組んでこなかった事実があります。

これらの現実、これまでの部落差別事件を放り出し、解決するどころか増幅してきました。松葉保雄元議員の議会での発言、内田昇元収入役の差別事件、元古河市(旧総和町)職員の差別事件、差別戒名墓石放置事件等々、多くの部落差別事件が惹起しています。また、現在進行形として同和地区を動画で晒すという、前代未聞の「部落探訪」事件の犠牲者となっている古河市民が存在します。これら一連の部落差別事件は、単

なる同和問題という個別的な問題にとどまらず、人権侵害事件であります。人権問題には、(障がいのある人、女性、子ども、高齢者、外国人、ハラスメント等)数え切れないほどの問題が存在します。最も現代社会で悪影響を及ぼしているのは、SNS等を使用しての他人を誹謗中傷する行為であり、名誉毀損にも値する行為であると言えます。これらの行為は元参議院議員であったガーシー氏の行為は当然であります。プロレスラーに対しての誹謗中傷は自死行為にまで至らせています。当然古河市民の代表である貴殿は認識しているはずで。

これらの事を踏まえた上で、今回部落解放愛する会総和支部長である生沼清氏から依頼を受けた下記の事に対し質問いたしますので、文書で7月20日までに回答願います。

※議員は特別職として、人権を尊重する社会の構築と同時に、あらゆる人権侵害を解消する責務を有しています。ご存知ないのでしょいか。疑問でなりません。

(質問事項)

1, 令和6年6月11日付けにて、議会事務局が受付をした、議長、副議長様宛

の投書

(黒川議員に対する誹謗中傷、公共事業の入札の件、契約検査課の職員に対する高圧的な態度)に関して、当事者の意見を聞いていないのはなぜか。

2, 1の事に関して、全員協議会の場に於いて、議員全員に周知していないのはなぜか。

3, 1の事に関して、当事者が知らないにもかかわらず、市役所内教育委員会学校教育部に拡散されているのはなぜか。

4, 1の事に関して、人権問題であるにもかかわらず、人権推進課に情報提供をしないのはなぜか。

5, 貴殿は、人権問題研修会を受講した事があるのか。

・あるとすれば何回ぐらい、さらに内容、講師について教えていただきたい。

6, 貴殿は、同和問題に関して、受講した事があるのか。

・あるとすれば何回ぐらい、講師について教えていただきたい。

なお、部落解放愛する会では、この投書に書かれている内容については、契約検査課の課長と直接面会をし内容を確認

しましたが、入札の件については、何ひとつ問題になる事はないし、黒川議員に關しても何ひとつここに書かれている事はないとしています。それどころか、黒川議員と直接お会いした事も話をした事も一度もないと明言しています。

最後に、誹謗・中傷・名誉毀損行為は、絶対に許される行為ではなく、まして、公職に就く議員としてあるまじき行為であると言わなければなりません。

以上、御協力の程宜しくお願いします。

部解愛発006号

2024年 7月25日

古河市議会議長

赤坂育夫 様

茨城県下妻市平方318番地

部落解放愛する会茨城県連合会

執行委員長 坂本 正美

総和支部長 生沼 清

TEL0296-30-0700

FAX0296-30-0701

再度通告

部解愛発004号2024年7月12

日付けの公開質問書の件につきまして、

7月24日午後2時30分頃に、古河市

議会事務局長と局長補佐の2名が、部落解放愛する会茨城県連合会本部事務所に来所し、赤坂育夫議長から返答はしない旨を報告するよう指示を受けた、との回答がありました。なお、議会事務局長は今回の投書の件に關して、(無記名であるし、対象議員の名前が出ている事から、口外しない方が良いというような忠告をした)と発言しています。

さて、このことを踏まえた上で、再度公開質問書に対する文書での回答を求めますが、まず、公人である議員としては、人権を侵害するような誹謗・中傷、さらに名誉毀損にも値するかのような行為については憤りをもって、一掃するべき行動を示す事が責任であるはずで。

さらに選挙民である市民の質問に対し回答する事も当然であって、説明責任を果たさなければなりません。現代のインターネットの社会、さらにハラスメントが叫ばれる社会にあつては、自治体の長や議員も辞職するという現実が毎日のようにメディアに取り上げられています。

また、人権侵害を解決するべき取組の進んでいる県内の、幾つかの議会(結城市等)においては、議員による職員へのパワー

ハラスメント条例が制定されています。

これらのことから、古河市においては、人権侵害に当たる誹謗・中傷・名誉毀損にも当たるような無記名の投書を、議会事務局長の、口外しない方が良いという忠告を無視してまで公に晒した行為は、看過するわけにはいきません。まして市民の質問をも無視する行為は公人としてあるまじき姿勢であり、資質に欠けるとも言わなければなりません。

誹謗・中傷・名誉毀損にも当たる投書が、我々部落解放愛する会茨城県連合会の手元に存在する事が、口外された何にも勝る証拠であります。にもかかわらず、隠蔽する貴殿の行為は、自身の行動を認める誠意のかからもない人権侵害者であると非難せざるを得ません。

さらに、何の関係もない単なる一職員である議会事務局長に伝達をさせる事は、場合によってはパワーハラスメントになり得る行為であるという疑念すらあります。

これらの事から、7月末日までに、誠意ある文書での回答を再度お願いします。

もし、再び無視するのであれば人権尊重の社会を構築する部落解放愛する会茨城県連合会としては、この事実を内外に周知す

るとともに、糾弾行動も辞さない事を申し添えておきます。

部解愛発006号

以上

2024年 7月25日

古河市議会議長

赤坂育夫 様

茨城県下妻市平方318番地

部落解放愛する会茨城県連合会

執行委員長 坂本 正美

古河市部長 小林留四郎

総和支部長 生沼 清

TEL0296-30-0700

FAX0296-30-0701

最後通告

過日、7月31日(水)10時40分頃に議会事務局長から電話があり、愛する会の質問に対しては一切答えないと、当該議員が言っているとの報告がありました。このことから、真相を知る機会が奪われたといえます。非常に残念でなりません。公人としての責務を放棄した卑劣な行為であると強く非難します。これまでの一連の行為を部落解放愛する会茨城県連合会では、誹謗中傷さらに、名誉毀損の疑われる人権侵害を公人が、平然と助長する行為を行って

ることを強く非難し看過することはできません。人権が尊重される二一世紀に逆こうする貴殿の行為を、古河市民に周知することは当然であり、あらゆる方法を駆使し古河市民以外にも周知してまいります。

なお、部解愛発006号7月25日付けの再度通告書の終わりのあたりにある(伝達をさせる)との表現は、事務局長の指摘を受けて正しくは、(事務局長の判断にて)とのことです。申し訳ありませんでした。しかし、伝えに来なければならぬ状況を作り出したのは、無言の圧力であり決して許されない行為であると断ずるに値します。」

佐藤泉議員と印出慎也議員にも通知をしています。同じような内容です。ので割愛します。

しかし残念なことに何ひとつ返事はありませんでした。返事がないと言ふよりも、当人たちは、返事をする必要がないと無視することを決めたのです。そこで部落解放愛する会としては、この事実を古河市民の皆さんに知っていただく次の言葉

を啓発車に貼って古河市役所庁舎駐車場に八月七日(水)午前十一時頃に駐車しました。貼り付けた内容については次のとおりです。

- ・赤坂育夫議長・佐藤泉議員
- ・誹謗中傷ダメ・名誉毀損ダメ
- ・市民無視ダメ・説明責任は?
- ・恥を知れ恥を

これだけの内容のものです。今回印出慎也議員の名前は貼っていませんが、まだ議員になって経験が浅いと言うことで見送ることにしました。

するとこの日の午後三時頃だと思いますが、古河警察署の署員から車の移動はできないですかと打診がありました。金子書記長が市民に周知するための抗議活動なので無理ですと答えたところ、わかりましたと答えて電話が切られました。その後、何の連絡もなく次の日の朝八時半頃に古河市人権推進課長から、夜中の一二時半頃に古河警察署の署員が車を押収したとの電話連絡がありました。古河警察署の署員の説明では、

赤坂育夫議長と佐藤泉議員が、侮辱罪で訴えてきたので証拠品として押収したとのことでした。

これまで部落解放愛する会茨城県連合会では、差別や人権侵害に対する公人の行動等に対して周知する観点から、幾度となく啓発車にその文言を貼り付けして抗議活動を展開してまいりましたが、侮辱罪で訴えられたのは始めてのことです。これに對して部落解放愛する会では、現在既に弁護士に依頼して今回の事件に関して徹底的に争うこととしています。また、今回の啓発車両の押収に関して古河警察署のあり方に對し疑問点が幾つかありますので問題提起をしてまいります。

現代社会は、SNS等で他人を侮辱する行為が横行しており、数年前に女子プロレスラーが自死したことをきっかけにして侮辱罪が余りにも軽すぎることから見直しがされました。しかし、未だに目に余るほどの行為が多発しています。インターネット

ットは、非常に便利な世の中を作り上げましたが、反面恐ろしいほどのスピードで世界中に善悪に関わらず拡散されてしまうという現実があります。「部落探訪」部落差別事件は未だに未解決です。

今回の投書の件もSNSを使用して拡散したことが明白であり、どこまで広がっているのか計り知れません。弁護士の先生の言うところによれば、愛する会を訴えているが、この件が侮辱罪に当たるとは考えられないし、逆に黒川議員に対して名誉毀損に当たる可能性があるとしています。今後の動向については順次報告してまいります。

この投書拡散事件は、市民の代表さらに議員の代表であるべき市議会議員が惹起した人権問題であり、自身を顧みることなく相手を悪とするとは絶対に許されることではない。

※表現の自由(憲法第二一条)

①集会、結社及び言論・出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。